



産婦健康診査費の 助成について

草加市では、お母さんと赤ちゃんのからだと心の健康を守るため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。



●対象者

産婦健康診査受診日に草加市に住民登録がある産婦

●内容

『基本的な産婦健康診査』と『こころの健康チェック』（エジンバラ産後うつ病質問票は必須）

●時期・回数

出産後概ね1か月までに受ける産婦健康診査について
2回まで

例) 産後2週間健診と産後1か月健診

●助成額

1回の産婦健康診査につき、上限5,000円

※上限金額を超えた分についての費用は、自己負担となります。
※健康保険を適用して実施された検査や薬代等は対象外です。



●助成の受け方

産婦健康診査助成券を医療機関へ提出し、全て記入してもらってください。

※こころの健康チェックの実施がない場合、助成制度の対象となりません。

※一部の医療機関では助成を受けることができない場合がありますので、事前に受診を希望する医療機関へご確認ください。

償還払い 制度 (裏面参照)

埼玉県と契約している医療機関以外で産婦健康診査を受ける場合は、草加市の産婦健康診査助成券が使用できません。そのため、医療機関窓口で一旦お支払いしていただき、後日申請することにより助成額が戻る制度です。

※契約医療機関については、医療機関もしくはにんしん出産相談室ほかぽかに問い合わせを。

お問い合わせ

にんしん出産相談室ほかぽか
こども家庭課母子包括推進係 (子育て支援センター2階)

〒340-0041 草加市松原1丁目3-1

電話 048-953-9887

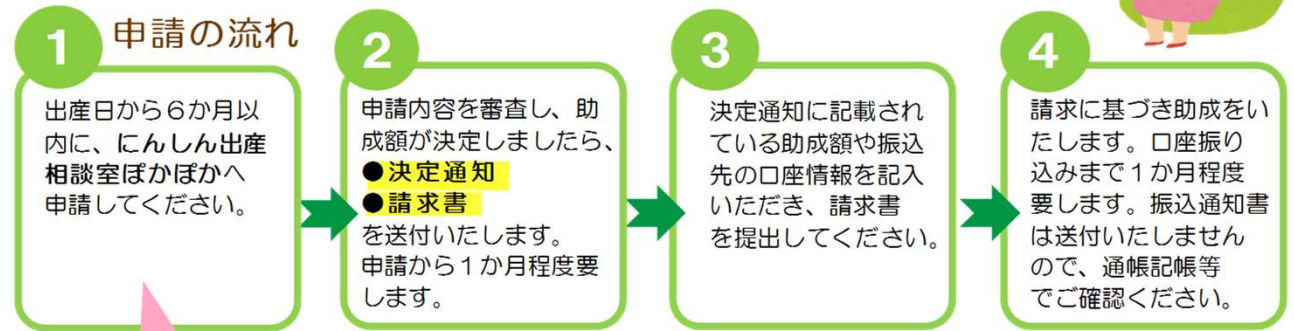
利用時間 8時30分～17時(平日)



契約医療機関以外で受診された方

妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査 償還払いの手続きについて

草加市にお住まいの方が、契約医療機関以外で妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査を受けた場合に費用を助成します。医療機関窓口で、一旦自費でお支払いいただき、出産日から6か月以内に草加市へ請求していただきます。助成額は要綱に基づく金額（基準額）と支払額のいずれか少ない方の額になります。



● 申請の準備

ダウンロードはこちらから →



申請書	にんしん出産相談室ほかほかで配布しています。 草加市ホームページからもダウンロードできます。
添付書類	① 母子健康手帳のコピー 1) 表紙 2) 妊娠中の経過 3) 検査の記録（妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査） ② 領収書原本 ③ 診療明細書（医療機関から渡されている場合のみ） ④ 妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査助成券（残りの物の全て） ⑤ 決定通知書を里帰り先に郵送希望の方は、送り先住所を明記したもの
助成対象者	○ 契約医療機関以外での妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査であること ○ 受診（検）日に草加市に住民票があること ○ 母子健康手帳を交付した日から出産日までの間の妊婦健康診査であること ○ 産婦健康診査はこころの健康チェックを実施していること、概ね産後1か月までの受診であること ○ 新生児聴覚スクリーニング検査は、原則生後1か月以内に受けた初回検査であること ※ 保険診療で行われている検査は助成対象になりません。 ※ 日本国内の医療機関での受診（検）に限ります。 ※ 新生児聴覚スクリーニング検査では、検査費用が産後入院費に含まれていて出産一時金でまかなえている場合、助成することができません。助成の対象となるかわからない場合は、入院費の領収書等をご持参いただき、にんしん出産相談室ほかほかにご相談ください。
申請場所	〒340-0041 草加市松原1丁目3-1（草加市子育て支援センター内） 電話 048-953-9887 にんしん出産相談室ほかほか こども家庭課母子包括推進係（郵送申請も可）
申請期間	出産日から6か月以内 （郵送の場合は消印有効） 【（例）6月3日の出産の場合】 窓口申請：12月2日まで 郵送申請：12月2日の消印有効 新生児聴覚スクリーニング検査及び産婦健康診査の実施が遅れたことにより、出産日から6か月以内に申請することが困難な場合は、検査の遅れた理由のわかる書類（診断書等コピー可）を提出することによって、検査日から起算して6か月以内まで申請期限を延長することができます。 ※ 妊婦健康診査は原則出産日より6か月以内です。
その他	● 医療機関の窓口で妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査の結果を母子健康手帳および助成券に記入してもらってください。 ● 領収書、診療明細書、残っている助成券は大切に保管してください。